

# ぶん活かわら版

発行日：令和3年（2021年）2月16日

発行者：滋賀県文化スポーツ部

文化財保護課文化財活用推進室

（電話番号：077-528-4681）

第31号

## 県の文化財が 新たに指定されました！

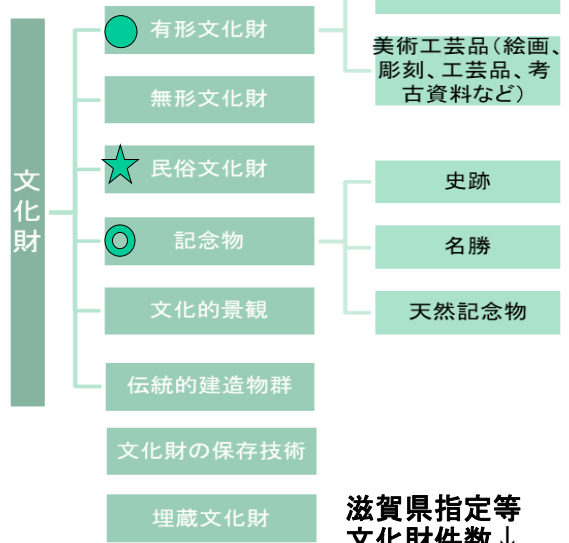


このたび、新たに県指定文化財が9件（うち1件は追加）指定されました。これを受け、県指定文化財は合計515件になりました！

令和2年度  
県指定文化財

※（ ）は所有者

文化財保護法による  
文化財の体系図



滋賀県指定等  
文化財件数↓

【指定】

R3.2.9

種別	既指定等件数	今回指定等予定件数	指定等後の件数	
建造物	75		75	
有形文化財	絵画	48	1	49
	彫刻	79	2	81
	工芸品	49	1	50
	書跡・典籍・古文書等	69	1	70
	考古資料	11	1	12
	歴史資料	10		10
	美術工芸品計	266	6	272
小計 a	341	6	347	
無形文化財 b	[2]	2	[2]	
民俗文化財	有形民俗文化財	10	2	12
	無形民俗文化財	7		7
	小計 c	17	2	19
記念物	史跡	44		44
	名勝	18		18
	天然記念物	8		8
	名勝・史跡	0		0
	小計 d	70	0	70
合計 a+b+c+d	[2] 430	8	[2] 438	

【選定・選択】

選定	伝統的建造物群			
選定	選定保存技術	[5]	3	[5]
選択	無形文化財			
	無形民俗文化財	74		74
合計		[5]	77	[5]

総計	[7]	507	8	[7]
----	-----	-----	---	-----

注：〔 〕内の数値は、無形文化財・選定保存技術の認定者数である。

木造菩薩立像（松禅院）

木造地藏菩薩立像（松禅院）

四分律刪繁補闕行事鈔断簡（聖衆来迎寺）

紙本金地著色王会図（観音寺）

桜生七号墳出土品  
（滋賀県）

銅独鈷杵・銅五鈷杵（金勝寺）

★ 朝宮三所神社の座建物  
（三所神社）

赤田氏庭園（個人）

東草野の竹刀製造用具  
及び製品（米原市）

## 【有形文化財・絵画】

しほんきんじちやくしよくおうかいず ろつきよくびようぶ いっそう  
紙本金地着色王会図 六曲屏風 一双 (草津市・観音寺)

桃山時代(16世紀末頃)の狩野派の有力絵師によるもの。通常公開はしていません。



紙本：紙に描かれた、という意味。絹に描かれると絹本(けんぼん)という。

着色：彩色されている、という意味。「着色」と同じ意味だが、文化財では「着色」とする。

王会図：絵の画題。中国の皇帝に朝貢(貢ぎ物を献上すること)している様。

屏風：一つの画面を「扇(せん)」といい、右から第一扇、第二扇と数える。六扇からなるものを六曲屏風という。屏風1点は「一隻(いっせき)」と数え、二隻一組のときは「一双(いっそう)」。一双の屏風は向かって右側を「右隻(うせき)」、左側を「左隻(させき)」という。写真は右隻。

## 【有形文化財・彫刻】

もくぞうぼさつりゆうぞう もくぞうじぞうぼさつりゆうぞう しやうぜんいん  
木造菩薩立像、木造地藏菩薩立像 (大津市・松禅院)

いずれも平安時代初期の彫刻。大津市歴史博物館で公開を計画中。展示期間はホームページ等で発表予定。



## 【有形文化財・工芸品】

どうとつこしよ どうごこしよ こんしやうじ  
銅独鈷杵・銅五鈷杵 (栗東市・金勝寺)

鎌倉時代につくられた密教法具(密教の修法で用いる仏具)。通常公開はしていません。

## 【有形文化財・書跡典籍】

しぶんりつさんばんほけつぎやうじしやうだんかん しやうじゆらいこうじ  
四分律刪繁補闕行事鈔断簡 (大津市・聖衆来迎寺)

奈良時代後期に書写された仏教典籍『四分律刪繁補闕行事鈔』の断簡(文書の断片)。通常公開はしていません。



## 【有形文化財・考古資料】

さくらばさましちごうふんしゆつどひん  
桜生七号墳出土品 35点 (滋賀県：滋賀県立安土城考古博物館保管)

野洲市小篠原の桜生古墳群七号墳から出土した土器。この中の須恵器の一つには文字が刻まれており、滋賀県内において明確に文字が記された土器として最古級の資料(7世紀半ばごろ)。安土城考古博物館にて、来年度の公開を検討しています。



## 【有形民俗文化財】

東草野の竹刀製造用具及び製品 (米原市)

米原市の東草野地域で行われていた剣道に使われる竹刀の製造に関する用具など。雪深い当地では、家内制手工業の竹刀製造が林業を補完する生業でした。伊吹山文化資料館にて、3月上旬に指定記念ミニ展示で紹介予定。

あさみやさんしよじんじや ざたてもの つけたり あさみやさんしよじんじやもんじよ  
朝宮三所神社の座建物 附 朝宮三所神社文書 (甲賀市信楽町)

朝宮にはこの建物7棟に対応した7座の祭祀組織があり、建物と祭祀組織の両方を「座」もしくは「宮座」といいます。座建物は、今も地域の祭礼行事の際に儀礼の場として使われています。



【名勝】(追加指定 ※元々指定されていたものの範囲の追加)

赤田氏庭園 (長浜市)

江戸時代初期に作庭されたと思われる、民家における池庭。見学の際には要事前予約。